



山形県公報

平成25年3月15日(金)

号 外 (9)

目 次

内水面漁場管理委員会関係

告 示

○内水面における共同漁業の免許内容についての公聴会の開催…………… 1

内水面漁場管理委員会関係

告 示

山形県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項及び第130条第4項の規定により、内水面の共同漁業の免許内容等について、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年3月15日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 伊 藤 健 雄

1 日時及び場所

区 分	日 時	場 所
庄内地区に係るもの	平成25年3月26日(火) 午前9時から	酒田市山居町二丁目14番23号 庄内総合支庁産業経済部水産課会議室
最上地区に係るもの	平成25年3月26日(火) 午後2時から	新庄市金沢字大道上2034番地 最上総合支庁講堂
置賜地区に係るもの	平成25年3月28日(木) 午前9時から	米沢市金池七丁目1番50号 置賜総合支庁201会議室
村山地区に係るもの	平成25年3月28日(木) 午後2時から	山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室

2 案 件

(1) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	うぐい(はや)漁業 こ い 同 ふ な 同 やつめうなぎ 同 さくらます(やまめ) 同 もくずがに 同	周 年 同 同 同 同	酒田市地内	東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から左岸330メートル(CS No. 99)、右岸670メートル(CS No. 97)の両点を結ぶ線から下流河口までの最上川及び同町大字西野地内西野排水路吐口下流側側壁の延長線から下流最上川との合流点までの京田川

ロ 免許予定日 平成26年1月1日

ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで

ニ 関係地区 酒田市宮野浦一丁目、宮野浦二丁目、宮野浦三丁目、高見台二丁目、緑ヶ丘一丁目、若宮町二丁目、若原町、堤町、亀ヶ崎一丁目、亀ヶ崎二丁目、亀ヶ崎三丁目、亀ヶ崎四丁目、

亀ヶ崎五丁目、亀ヶ崎六丁目、亀ヶ崎七丁目、落野目、新堀、丸沼、大宮、遊摺部、小牧、坂野辺新田、板戸及び広野（字大淵、字福岡、字輿屋及び字三本柳を除く。）

ホ 制限又は条件 さし網を流して行うさくらます（やまめ）漁業は27統以内とするほか、公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

へ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(2) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	周 年	米沢市、南陽市並びに東置賜郡川西町及び高畠町地内	1 米沢市地内万里橋から下流東置賜郡川西町地内松川橋までの最上川、その支流（和田川においては東置賜郡高畠町地内おつかな橋までとする。）及び小支流 2 栗子川、矢沢川、元小屋川、滝沢、大白布沢、綱木川、鳥川、太田川、大鎌沢、大猿倉沢、小猿倉沢、座沢、渋川及び逆沢川 3 東置賜郡川西町大字州島地内旧最上川（本郷古川）、同町大字高山地内旧最上川（角の目古川）、同町大字吉島地内旧最上川（北郷古川）及び南陽市大字梨郷地内旧最上川（梨郷古川）
	うぐい(はや) 同	同		
	こ い 同	同		
	ふ な 同	同		
	う な ぎ 同	同		
	か じ か 同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	い わ な 同	同		
	に じ ま す 同	同		
わ か さ ぎ 同	同			

ロ 免許予定日 平成26年1月1日

ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで

ニ 関係地区 米沢市、南陽市並びに東置賜郡川西町及び高畠町

ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

へ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

ト その他 県は、南陽市地内の川樋沢において砂防設備建設工事を、東置賜郡高畠町糠野目地内においてかんがい用施設建設工事及び用水路工事を計画している。

(3) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	周 年	長井市並びに西置賜郡白鷹町及び飯豊町地内	1 東置賜郡川西町地内松川橋から下流西置賜郡と西村山郡との境界までの最上川、その支流及び小支流 2 小屋川
	うぐい(はや) 同	同		
	こ い 同	同		
	ふ な 同	同		
	う な ぎ 同	同		
	か じ か 同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	い わ な 同	同		
	に じ ま す 同	同		

ロ 免許予定日 平成26年1月1日

ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで

ニ 関係地区 長井市、西置賜郡白鷹町及び飯豊町、西村山郡朝日町大字今平並びに東置賜郡川西町大字大塚及び大字西大塚

ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

へ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

ト その他 県は、長井市大字五十川地内においてかんがい用施設建設工事を、西置賜郡白鷹町地内の塩田沢において砂防設備建設工事を計画している。

(4) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業 うぐい(はや) 同 こ い 同 ふ な 同 う な ぎ 同 か じ か 同 さくらます(やまめ) 同 い わ な 同 に じ ま す 同 やつめうなぎ 同 もくずがに 同	周 年 同 同 同 同 同 同 同 同 同	西村山郡朝 日町及び大 江町並びに 寒河江市地 内	1 西置賜郡と西村山郡との境界から下流寒河江市地内平塩橋から下流500メートルの地点までの最上川、その支流及び小支流 2 大溜沢及び空沢

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
- ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- ニ 関係地区 西村山郡朝日町（大字今平を除く。）及び大江町並びに寒河江市（大字中郷、大字平塩、大字柴橋、大字松川及び大字谷沢字平野山の一部に限る。）
- ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- へ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- ト その他 県は、寒河江市大字柴橋地内の最上川において用水路工事を、西村山郡大江町大字本郷地内の月布川において用水路工事及び排水路工事を計画している。

(5) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	こ い漁業 ふ な 同	周 年 同	西村山郡朝 日町大字大 谷地内	馬神沼

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
- ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- ニ 関係地区 西村山郡朝日町（大字今平を除く。）
- ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- へ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(6) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業 うぐい(はや) 同 こ い 同 ふ な 同 か じ か 同 さくらます(やまめ) 同 い わ な 同 に じ ま す 同 やつめうなぎ 同 わかさぎ 同 もくずがに 同	周 年 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	寒河江市、 天童市、東 根市、村山 市、西村山 郡河北町及 び西川町並 びに東村山 郡中山町地 内	1 寒河江市地内平塩橋から下流500メートルの地点から下流村山市と北村山郡との境界までの最上川、その支流（須川においては天童市地内中野目橋までとする。）及び小支流 2 小見川（水源地及びその下流205メートルの地点までの区域を除く。）、赤沢川、小滑川、東又沢、西又沢、澄又沢、濁又沢、檜山沢及び石跳川

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
 ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
 ニ 関係地区 寒河江市（大字中郷、大字平塩、大字柴橋、大字松川及び大字谷沢字平野山の一部を除く。）、天童市、東根市、村山市、西村山郡河北町及び西川町並びに東村山郡中山町
 ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
 ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
 ト その他 県は、寒河江市地内の沼川において堤防建設工事を、東根市大字東根地内の日塔川において用水路工事を計画している。

(7) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	こい漁業 ふな同	周年 同	西村山郡西 川町大字沼 山地内	長沼

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
 ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
 ニ 関係地区 西村山郡西川町
 ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
 ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(8) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	こい漁業 ふな同	周年 同	天童市大字 寺津地内	寺津沼

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
 ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
 ニ 関係地区 天童市
 ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
 ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(9) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	にじます漁業	周年	西村山郡西 川町大字沼 山地内	大沼

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
 ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
 ニ 関係地区 西村山郡西川町
 ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
 ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(10) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	周 年	尾花沢市及 び北村山郡 大石田町地 内	1 村山市と北村山郡との境界から下流尾花沢市 と最上郡の境界までの最上川、その支流及び小 支流 2 岩行沢川、高倉沢川、薬師沢川、中沢川、刈 安川、岩谷沢川及び北沢川
	うぐい(はや) 同	同		
	こ い 同	同		
	ふ な 同	同		
	か じ か 同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	い わ な 同	同		
	に じ ま す 同	同		
もくずがに 同	同			

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
- ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- ニ 関係地区 尾花沢市及び北村山郡大石田町
- ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- へ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- ト その他 県は、尾花沢市地内の綱木川において堤防建設工事を計画している。

(11) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	周 年	最上郡舟形 町及び最上 町地内	1 尾花沢市と最上郡との境界から最上郡舟形町 と同郡大蔵村との境界までの最上川、その支流 及び小支流 2 刀場沢、小荒沢、東又沢、西又沢、黒沢川、 火ノ沢川、水無沢川、末沢川、仏沢川及び鍋倉 沢
	うぐい(はや) 同	同		
	こ い 同	同		
	ふ な 同	同		
	か じ か 同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	い わ な 同	同		
	に じ ま す 同	同		
やつめうなぎ 同	同			
もくずがに 同	同			

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
- ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- ニ 関係地区 最上郡舟形町及び最上町
- ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- へ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- ト その他 県は、最上郡最上町大字富沢地先の最上小国川においてダム建設工事を、同郡舟形町大
字長沢地内においてかんがい用施設改修工事を計画している。

(12) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	こ い漁業	周 年	最上郡舟形 町大字舟形 字十二河原 地内	溜池
	ふ な 同	同		
	う な ぎ 同	同		

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
 ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
 ニ 関係地区 最上郡舟形町
 ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
 ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(13) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業 うぐい(はや) 同 こ い 同 ふ な 同 か じ か 同 さくらます(やまめ) 同 い わ な 同 に じ ま す 同 やつめうなぎ 同 もくずがに 同	周 年 同 同 同 同 同 同 同 同	新庄市並び に最上郡大 蔵村及び戸 沢村地内	1 最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界から下流 鮭川との合流点から上流800メートルの地点ま で、鮭川との合流点から下流800メートルの地 点から下流最上郡と東田川郡及び酒田市との境 界までの最上川、その支流及び小支流 2 鮭川との合流点から上流の升形川及びその支 流 3 新庄市と最上郡鮭川村との境界から上流の泉 田川 4 上野川及び朴沢川

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
 ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
 ニ 関係地区 新庄市並びに最上郡大蔵村及び戸沢村（大字津谷、大字神田、大字岩清水、大字松坂及
び大字名高を除く。）
 ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
 ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
 ト その他 県は、最上郡大蔵村大字赤松地内の赤松川においてかんがい用施設改修工事を、同郡戸
沢村地内の沢内川において護岸工事を計画している。

(14) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	こ い漁業 ふ な 同	周 年 同	新庄市金沢 地内	山屋堤

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
 ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
 ニ 関係地区 新庄市
 ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
 ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(15) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業 うぐい(はや) 同 こ い 同 ふ な 同 か じ か 同 さくらます(やまめ) 同 い わ な 同 やつめうなぎ 同 もくずがに 同	周 年 同 同 同 同 同 同 同	最上郡真室 川町、金山 町、鮭川村 及び戸沢村 地内	1 鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ 800メートルの地点までの最上川、最上川との 合流点から上流の鮭川、それらの支流及び小支 流 2 滝野川、後川、外沢川、主寝坂沢川、猪の沢 川、鍋倉川及び上台川

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
- ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- ニ 関係地区 最上郡真室川町、金山町、鮭川村及び戸沢村（大字津谷、大字神田、大字岩清水、大字松坂及び大字名高に限る。）
- ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
- ト その他 県は、最上郡鮭川村大字庭月地内及び同郡戸沢村大字津谷地内においてかんがい用施設建設工事を計画している。

(16) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業 うぐい(はや) 同 こ い 同 ふ な 同 か じ か 同 さくらます(やまめ) 同 い わ な 同 う な ぎ 同 やつめうなぎ 同 もくずがに 同	周 年 同 同 同 同 同 同 同 同	酒田市及び 東田川郡庄 内町地内	1 最上郡と東田川郡及び酒田市との境界から下流東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から左岸330メートル（CS No.99）、右岸670メートル（CSNo.97）の両点を結ぶ線までの最上川、その支流及び小支流 2 小林川、楯山川及び相掛沢川

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
- ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- ニ 関係地区 酒田市（平成17年10月31日における飽海郡松山町及び平田町の区域に限る。）及び東田川郡庄内町（三ヶ沢、添津、千本杉、桑田、宮曾根、家根合、高田麦、杉浦、久田、深川、西野、吉岡、西小野方、大野、田谷、近江新田、島田、払田、茗荷瀬、前田野目、福島、大真木、返吉、京島、新田目、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、南野新田及び主殿新田を除く。）
- ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(17) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業 うぐい(はや) 同 こ い 同 ふ な 同 か じ か 同 さくらます(やまめ) 同 い わ な 同 に じ ま す 同 やつめうなぎ 同 もくずがに 同	周 年 同 同 同 同 同 同 同	鶴岡市、酒 田市並びに 東田川郡三 川町及び庄 内町地内	1 東田川郡庄内町西野地内西野排水路吐口下流側側壁の延長線から上流の京田川、京田川との合流点から上流の藤島川及びそれらの支流 2 爪田沢

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
- ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- ニ 関係地区 鶴岡市（平成17年9月30日における東田川郡櫛引町、羽黒町及び藤島町の区域に限る。）、酒田市（広野新田、広野（字大淵、字福岡、字興屋及び字三本柳に限る。）、黒森、広岡新田及び浜中に限る。）、東田川郡三川町及び庄内町（三ヶ沢、添津、千本杉、桑田、

宮曾根、家根合、高田麦、杉浦、久田、深川、西野、吉岡、西小野方、大野、田谷、近江新田、島田、払田、茗荷瀬、前田野目、福島、大真木、返吉、京島、新田目、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、南野新田及び主殿新田に限る。）

ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

へ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(18) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	周 年	鶴岡市、酒田 市及び東田川郡三川町地内	1 河口から上流の赤川、その支流及び小支流
	うぐい(はや)同	同		2 小沢川
	こ い同	同		
	ふ な同	同		
	か じ か同	同		
	さくらます(やまめ)同	同		
	い わ な同	同		
	に じ ま す同	同		
	やつめうなぎ同	同		
もくずがに同	同			

ロ 免許予定日 平成26年1月1日

ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで

ニ 関係地区 鶴岡市（加茂、湯野浜、油戸、今泉、金沢、宮沢、三瀬、由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、小波渡及び堅苔沢並びに平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。）、酒田市（広野新田、広野（字大淵、字福岡、字興屋及び字三本柳に限る。）、黒森、広岡新田及び浜中に限る。）及び東田川郡三川町

ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

へ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

ト その他 県は、鶴岡市播磨地内の青龍寺川において用水路工事を計画している。

(19) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	い わ な漁業	周 年	鶴岡市地内	1 大鳥池
	ひめます同	同		2 東沢、中沢、西沢及び三角沢

ロ 免許予定日 平成26年1月1日

ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで

ニ 関係地区 鶴岡市（平成17年9月30日における東田川郡朝日村の区域に限る。）

ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

へ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(20) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	周 年	飽海郡遊佐 町地内	1 河口から上流の月光川 2 月光川との合流点から上流飽海郡遊佐町地内 出戸橋までの西通川 3 月光川との合流点から上流国有林界に設置した 漁業用標柱までの庄内高瀬川、中折川、南折 川、庄内熊野川及び洗沢川 4 庄内高瀬川との合流点から上流飽海郡遊佐町 地内百々沢橋までの野沢川 5 山田川、南河前沢及び西河前沢
	うぐい(はや) 同	同		
	こ い 同	同		
	ふ な 同	同		
	か じ か 同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	い わ な 同	同		
	やつめうなぎ 同	同		
もくずがに 同	同			

ロ 免許予定日 平成26年1月1日

ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで

ニ 関係地区 飽海郡遊佐町（比子、藤崎、庄泉、岩川、小松、豊岡、大蔵岡及び鹿野沢を除く。）

ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

へ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(21) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	周 年	酒田市及び 飽海郡遊佐 町地内	1 河口から上流の日向川、その支流及び小支流 2 大禿沢、カメクラ沢及び小松ゾウ沢
	うぐい(はや) 同	同		
	こ い 同	同		
	ふ な 同	同		
	か じ か 同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	い わ な 同	同		
	やつめうなぎ 同	同		
もくずがに 同	同			

ロ 免許予定日 平成26年1月1日

ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで

ニ 関係地区 酒田市（本楯、大豊田、刈屋、保岡、城輪、庭田、豊原、宮内、千代田、米島、穂積、
宮海、刈穂、上安田及び安田並びに平成17年10月31日における飽海郡八幡町の区域に限る。）、飽海郡遊佐町（比子、藤崎、庄泉、岩川、小松、豊岡、大蔵岡及び鹿野沢に限る。）

ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

へ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(22) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	周 年	鶴岡市地内	河口から上流の五十川及びその支流
	うぐい(はや) 同	同		
	か じ か 同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	い わ な 同	同		
	やつめうなぎ 同	同		
もくずがに 同	同			

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
- ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- ニ 関係地区 鶴岡市（五十川、山五十川、戸沢及び菅野代に限る。）
- ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(23) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	周 年	鶴岡市地内	河口から上流の温海川及びその支流
	うぐい(はや) 同	同		
	かじか 同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	いわな 同	同		
	にじます 同	同		
やつめうなぎ 同	同			

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
- ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- ニ 関係地区 鶴岡市（温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、鼠ヶ関、一霞、槇代、湯温海及び早田に限る。）
- ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(24) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	周 年	鶴岡市地内	河口から上流の庄内小国川及びその支流
	うぐい(はや) 同	同		
	かじか 同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	いわな 同	同		
	にじます 同	同		
やつめうなぎ 同	同			

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
- ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
- ニ 関係地区 鶴岡市（温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、鼠ヶ関、一霞、槇代、湯温海及び早田に限る。）
- ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
- ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(25) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	周 年	鶴岡市地内	河口から上流の鼠ヶ関川及びその支流
	うぐい(はや) 同	同		
	かじか 同	同		
	さくらます(やまめ) 同	同		
	いわな 同	同		
	にじます 同	同		
やつめうなぎ 同	同			

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
 ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
 ニ 関係地区 鶴岡市（温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、鼠ヶ関、一霞、槇代、湯温海及び早田に限る。）
 ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
 ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(26) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	あ ゆ漁業	周 年	西置賜郡小 国町地内	山形県と新潟県の県境から上流の荒川、荒川との合流点から上流の玉川、荒川との合流点から上流の横川及びそれらの支流
	うぐい(はや)同	同		
	こ い同	同		
	か じ か同	同		
	や ま め同	同		
	い わ な同	同		
わ か さぎ同	同			

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
 ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
 ニ 関係地区 西置賜郡小国町
 ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
 ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(27) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	こ い漁業	周 年	東村山郡山 辺町大字畑 谷地内	大沼
	ふ な同	同		
	う な ぎ同	同		
	わ か さぎ同	同		

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
 ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
 ニ 関係地区 東村山郡山辺町
 ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
 ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

(28) イ 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域
第五種 共同漁業	こ い漁業	周 年	東村山郡山 辺町大字畑 谷地内	荒沼
	ふ な同	同		

- ロ 免許予定日 平成26年1月1日
 ハ 申請期間 告示の日から平成25年7月31日まで
 ニ 関係地区 東村山郡山辺町
 ホ 制限又は条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。
 ヘ 存続期間 平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

平成25年 3月15日印刷
平成25年 3月15日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056